

第 15 話<守田三弥>の要約と参考資料

第 15 話<守田三弥>の要約

行商人が友人の見た夢を買って外録銀山を掘り当てた、という民話の裏に、大分の商人守田三弥が日向の銀山開発で大金持になった史実がありました。江戸時代初期、銀の鉱石は信仰の対象としての「聖なる価値」から欲望の対象の「俗なる価値」へ変わっていました。

第 15 話<守田三弥>の参考資料

15-1 民話「夢買い三弥」

夢を買うた三弥大尽（「定本柳田国男集第 26 卷」所収）

むかし日向国の三弥という大金持ちが、まだ貧乏な旅商人であった時、夏の日に仲間の者と二人づれで、或山路を越えて寂しい高千穂の村へ入って行きました。あんまり暑いから少し休まうと言って、路の横手の樹の蔭に横になって、友だちは直ぐに睡ってしまひました。それを三弥がまだ起きて見てみると、一匹の蜂が寝てゐる男の鼻の穴から飛び出して、どこか遠くの山の方へ飛んで行きました。妙なことがあるものだと思ふと、やや暫くしてその蜂は還つて来て、再びその男の顔のまはりへ来てゐなくなりました。それから眼を覚ましてその友だちがふうには、今実に珍らしい夢を私は見た。なんだかこの近くの山でもあるらしかったが、あるいて見ると一谷が、金で一ぱいになってゐる所があったと語りました。それはまことによい夢だ。それを私に売ってくれぬかと言ひますと、夢なんか何になるものか、ばかなことを言ふといひましたが、たうとうお酒か何かこの男の好きなものを遣つて、夢をこちらへ買ひ取ることにしました。それから幾日かの後に、三弥は又一人でこの土地へ戻つて来て、毎日々々しやう懸命になつて、山といふ山を探しまはりました。さうしておしまひに見つけ出したのが、外録といふ金山であつたさうであります。それが三弥の一代の間、夢で見た通りに莫大の金を出して、またたくうちに九州一の大尽になりました。不思議なことにはこの人が死んでしまふと、すぐに大地震が起つて山が崩れ、今ではその跡は一つの沼になつてゐるといふことであります。（日向西臼杵郡）

鉦山開発者による山弥伝説（「宮崎県日向国臼杵郡岩戸村字向土呂久銀鉦山ニ係ル取調書」
＝明治 17 年＝より）

寛永ノ頃豊後国府内ノ住人小間物商守田三弥ナル者、或日小間物ヲ鬻^{ひき}テ来リ。途上休憩ノ俛睡眠ヲ催フセシニ忽チ夢ニ蜂ノ鼻孔ニ入り来ルアリ。而テ出テ又一ノ岩窟ニ入ルスクスル事其幾回ナルヲ知ラス。而テ蜂又夕自ラ告テ曰ク、此ノ岩窟ハ則チ銀鉦ナリ、汝之ヲ採掘シテ民利国益ヲ計レヨト。三弥恍然トシテ覚メ熟々以為ラク、是レ必ス神託ナラン、天公吾ニ幸福ヲ与フ、何ソ猶予ス可ンヤト。雀躍数回ニシテ、嘆シテ曰ク、吾

身賤シ、吾家貧シキヲ如何セン、衆力ニ依ラザレバ事ノ成就ヲ期シ難シト。依テ之ヲ其近傍岩戸村ノ土民ニ謀ル。土民亦タソノ云フ処ヲ信シ、一村挙テ之ガ役タツ事ヲ望ム。於茲乎先ツ試ニ夢裡蜂ノ教示スル窟ヨリ掘採ヲ始メシニ、果シテ許多ノ銀塊ヲ得タリ。爾来幾度カ鉞脈ヲ失シ多少ノ困難ニ遭フト雖モ、屈セス撓マス遂ニ偉業ヲ起セシト云フ。三弥ハ終年驕リニ耽ケリ、時ノ国主ニ不敬ノ事アリテ一家悉ク刑戮ニ処セラレタリ。三弥將ニ刑場ニ上ラントス、衆人ニ謂テ曰ク、土呂久銀鉞ハ恰モ牛軀ノ横ハルカ如シ、予ハ僅ニ之ガ一角ヲ掘採セシノミ、予カ死固ヨリ辞セス、唯ソノ掘採ノ牛尾ニ及バザルヲ以テ遺憾ナリトス、後人希クハ努力シテ幸ヒニ予カ志ヲ継キ掘採ノ業ニ怠ル事勿レト。

15-2 守田三弥は実在の人物だった

守田三弥関連年表（「大分市史」上巻＝1955年刊＝などから作成）

- 1584（天正12）年 守田三弥之介生まれる
- 1616（元和元）年 土呂久銀山発見（平部嶺南「日向地誌」を採用）
- 1644（正保元）年12月 大智寺に逆修塔（生前に建てる墓）建立
- 1647（正保4）年10月5日 守田三弥一族5人処刑
- 1688（元禄元）年 井原西鶴「日本永代蔵」刊行
- 1694（元禄7）年 貝原益軒（1630～1714、福岡藩士、本草学者。「養生訓」などの著者）が「豊国紀行」を誌す
- 1822（文政5）年 岩戸の泉福寺に森日三弥供養塔建立

貝原益軒「豊国紀行」（筑紫豊写）より

（「豊国紀行」は益軒全集巻之一の年譜に「元禄7年65歳夏4月往いて豊後別府の温泉に浴す。姪可久之に従う。此行中津に遊び宇佐を拝し又石垣原の古戦場を観る。豊国紀行成る」とあり……）

先年府内に日根織部殿在城の時、彼町に古田三弥と云商あり。日向の銀山にて銀を多く取て大富人となり府内に家宅を作る。其家大にして美麗なり。かやうの富人は、諸国にまれ也。いささか城主の氣に背く事ありてころされ其妻子一族ことごとく刑にあふ。其子父の勘当にあひておひ出され不通せられし者をもよひよせてころさる。其余財の銀三千貫目其外器物の価千貫目凡四千貫目皆城主日根氏はを没収せらる。時の人日根氏をそしり云。其罪は軽くして其刑はおもし。是罪に事よせて其財をうばはると云。三弥が家今にあり。伊丹屋と云者住せり。財は多く持たる者にあらず。

*本名を正確に書くのをはばかったのか、日根野を日根、守田を古田と書いている。